

## 補助金分野におけるポジティブ・アクションについての考え方

2012年10月24日

藤谷武史

(東京大学社会科学研究所)

## 1. 総論 ～ 補助金の「公益性」と正当化根拠の諸相

## (1) 補助金制度の適法性 = ①公益性 + ②緊張関係に立つ法的価値との関係

～ ①と②の相関的な関係に注意が必要。

## (2) ポジティブ・アクション補助金の「公益性」の諸相

・立法者による「公益」の選択と宣言 ～ 男女共同参画社会基本法

※実質的な機会の平等の確保 = 社会構造 (制度・慣行) に内在する歪みの是正

→ しかし、かかる構造的な問題に対して補助金は間接的に作用するに止まる。

→ 政策目的との関係では付随的な(副)作用の方がむしろ問題?

→ 補助金の目的・機能・影響の観点から、もう少し細かく区分する必要があるのではないか? (理論的な整理)

i) **所得再分配** (→実質的な機会の平等を支える経済的基盤の保障)「女性」であることが経済的ニーズの存在を示す代理変数(proxy)である場合  
例) 母子家庭支援ii) **正の外部性** (→直接の受益者は女性だが、間接的に社会全体が受益)

例) 女性医師等就労支援 ※有限な人的資源の有効活用

iii) **象徴的機能** ～ 「啓蒙的性格」<sup>1</sup>、長期的・動態的施策

「自らの意思によって…」(基本法2条1号) ⇔ 「順応的選好形成」

## (3) 法的正当化の諸相 — 実体的側面 (→要求される手続的正当化の水準に連動)

a) ポジティブ・アクション補助金と潜在的な緊張関係に立つ法的価値の多様性

α) 平等原則 (憲法14条) ⇔ 恣意的な区別 (=差別) の禁止

但し、「権利」と「特権」の区別は相対的<sup>2</sup> 補助金給付 = 特権とは限らず→ β) 経済的自由 (競争相手)、精神的自由 (「政府言論」<sup>3</sup>) も関係しうる?

γ) ポジティブ・アクションが組み込まれる個別法/予算の趣旨目的との関係?

δ) 財政法上の一般原則 経済性・公益性 cf. 地方自治法2条14号、232条の2

b) 補助金の目的・機能・影響と、拮抗する法的価値との関係i) **所得再分配** → ニーズの重要性 (公的支援が正当化されるか) + その代理変数<sup>1</sup> 参照、塩野宏「基本法について」日本学士院紀要63巻1号(2008年)、5頁。<sup>2</sup> 参照、中林暁生「給付と人権」西原博史編『岩波講座 憲法2 人権論の新展開』(2007年)263頁<sup>3</sup> 参照、金澤誠「政府の言論と人権理論(1)～(3・未完)」北大法学論集60巻5号、61巻2号(2010年)、61巻5号(2011年)。

として「女性であること」が適切な指標か（立法事実）

→  $\alpha$  : おそらく問題なし

$\beta$  : 過剰でなければ（＝実質的平等の回復に止まるならば）問題なし

$\gamma$  : 制度の役割分担が問題となり得る ※義務的補助金と国地方財政秩序

$\delta$  : 特段の問題なし（当該施策の合理性の問題に帰着）

ii) **正の外部性** → 本当に外部性があるか？＋補助金の誘導効果があるか？

→  $\alpha \cdot \beta$  : おそらく問題なし（補助金政策一般の問題と同様）

$\gamma$  : 個別法制度の目的を促進するものとしてむしろ肯定的な評価が可能？

$\delta$  : 特段の問題なし 但し、誘導効果がなければ「無駄な」補助金

iii) **象徴的機能** ～ 具体的成果が見えにくい分、正当化の必要性が高まる。

～前二者に比して、補助金対象から排除される者の利益への積極的な応答（＝正当化のロジック）が求められる。

→  $\alpha \cdot \beta$  : 不確実な将来に対する国家の政策裁量の承認＋比例原則？

$\gamma$  : 個別法/予算と基本法の規範抵触？  $\delta$  : 財政法の一般原則と基本法

→ 民主的正統性をどの程度要求するか、という問題（→（４））

#### （４）手続的正当化の側面

##### a) 実体的側面との相関関係

（補助金の機能・影響）→（緊張関係に立つ諸価値との関係での正当化の必要性）

→（要求される民主的正統性の程度） ※特に、iii) **象徴的機能**の場面

##### b) 基本法と個別法の関係

・基本法の解釈指針としての地位

「個別法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ基本法の規定および趣旨・目的に沿うように考慮が払われなければならない」<sup>4</sup>

・他方で、当該個別法の趣旨・目的にも配慮する必要も。

→個別法・制度に即した検討が必要（消極的正当化）

##### c) 個別法・予算措置の授権と行政裁量の関係

・個別法の規定や趣旨目的（あるいはその背後にある別の基本法）に明示的に違背しない場面では、基本法が一般的な授権規範として効く？ただし、財政的資源制約の観点（ $\delta$ ）からの正当化は別途必要（弱い積極的正当化）

## 2. 当WGにおける論点との対応関係

### （１）憲法 14 条との関係

→ 補助金の趣旨目的・機能・影響との関係に注目した検討の有用性

「女性であること」が要件 ≠ 「女性であること」自体を実質的理由とする区別

<sup>4</sup> 宮崎礼壹内閣法制局長官答弁・平成 18 年 12 月 7 日参議院教育基本法に関する特別委員会会議録第 9 号。

**(2) 補助金の種類との関係**

→ 本報告の1(3)  $\gamma \cdot \delta$ 、1(4)における整理

※奨励的補助金ゆえに常に問題なし、ではない。積極的・消極的な正当化が必要。

**(3) 法的根拠としての基本法の位置づけ**

→ 解釈指針 基本的な方向性 特別法と一般法の関係よりはもう少し強い？

「疑わしきは基本法の利益に解釈せよ」と言えるか？

**(4) 優遇措置の制度設計**

→ 要件の範囲等に基づく機械的な区別は必ずしも有益ではないのではないか？